

労働安全衛生規則第15条の2の改正について

改正の背景

地域産業保健事業の見直し

〔事業仕分けにより産業保健推進センター業務が見直されたことに関連して、地域産業保健事業における保健師等の情報提供業務を廃止した。〕

平成22年度まで	平成23年度
・健康相談・個別訪問による産業保健指導	・健康診断実施後の意見聴取への対応 ・脳・心臓疾患のリスクが高いとされた労働者に対する保健指導 ・メンタル不調を自覚する労働者に対する相談・指導
・長時間労働者に対する面接指導	・長時間労働者に対する面接指導
・情報提供・セミナー等	・情報提供・セミナーは産業保健推進センターに一元化 ・保健師等の情報提供業務は廃止

改正の概要

事業場の規模	労働者数50人以上	労働者数50人未満
健康管理等の実施者 (労働安全衛生法第13条関係)	・産業医	・労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師 ・ <u>その他厚生労働省令で定める者</u>  (労働安全衛生規則第15条の2) <u>地域産業保健センター事業の実施にあたり、備えている労働者の健康管理等に必要な知識を有する者の名簿に記載されている保健師</u>  <u>労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師</u>  〔従来名簿に記載されていた保健師 日本産業衛生学会登録産業看護師のうち保健師の資格を有する者 等〕

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十五条の二 法第十三条の二の厚生労働省令で定める者は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師とする。 2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の事業場について、法第十三条の二に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、国が法第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業の利用等に努めるものとする。	第十五条の二 法第十三条の二の厚生労働省令で定める者は、国が法第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談、情報の提供その他の必要な援助の事業（次項において「地域産業保健センター事業」という。）の実施に当たり、備えている労働者の健康管理等に必要な知識を有する者の名簿に記載されている保健師とする。 2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の事業場について、法第十三条の二に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、地域産業保健センター事業の利用等に努めるものとする。